

イ 実施主体

本事業の実施主体は市町村とする。ただし、市町村は地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 実施方法

- ① 本事業を実施する市町村には、市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会等の団体に広く参加を呼びかけ、高齢者の生きがいと健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。
- ② 推進会議は、本事業についての総合的な企画、立案を行うとともに、事業間の連絡調整、事業の進行管理及び事業実施上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善等を行うものとする。

エ 対象者

おおむね60歳以上の高齢者を対象とする。

オ 事業内容

- ① 高齢者の社会活動についての広報活動等
- ② 文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興
- ③ スポーツ・娯楽活動、健康増進活動の推進、同好会等の育成及び関係団体との連絡・調整
- ④ 木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興、市町村高齢者教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催
- ⑤ 高齢指導者（シニアリーダー）の活用事業
- ⑥ その他、本事業として適当と認められる事業

カ 事業実施に当たっての留意点

- ① 本事業は老人クラブ連合会をはじめとする各種団体の協力のもと、地域の元気な高齢者が中心となり、かつ主体的に活動のできる事業となるよう配慮すること。
- ② 学校の空き教室、農林漁業関係施設、さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。

- ③ 本事業と推進機構が実施する事業とは相互に密接に関連するものであることから、推進機構との連絡調整を密にするとともに、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

(4) 緊急通報体制等整備事業

ア 実施方法

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために次の事業を行う。

(ア) 近隣住民、ボランティア等に対する啓発普及活動

(イ) 近隣住民 ボランティア等であって安否の確認や、緊急時の対応等必要な措置を執ることができる者（協力員）の確保（登録等）

なお、当分の間、必要と認められる場合には、緊急通報装置の給付又は貸与を併せて実施することができるものとする。この場合にあっては、利用者の負担能力に応じ、実費に相当する額を定めて徴収することができるものとする。

イ 利用対象者

おおむね65歳以上の独居世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者とする。

ウ 緊急通報装置の性能

対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することができる機器とする。

エ 事業実施にあたっての留意点

緊急時の救護等のため、消防署、老人福祉施設、医療機関、協力員等による連携システムを確立すること。

(5) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業を始めとする各種施策をよ

り効果的に展開するために、地域の高齢者やその家族等に対して、「寝たきりゼロへの10か条」の広報など積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

イ 事業内容

市町村は、地域の実情に応じて次のうちから適宜必要な事業を実施するものとする。

- (ア) 市町村の実情を十分把握し、寝たきり予防対策に向けた推進方策の企画、立案及び事業の実施効果の分析
- (イ) 寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスターその他の広報媒体を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発
- (ウ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会、シンポジウム等、各種行事を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発
- (エ) その他寝たきり予防対策の推進に必要な普及・啓発事業

ウ 委員会の設置

- (ア) 市町村は、保健所、福祉事務所、教育委員会、医師会、地域住民組織、老人クラブ等の代表者、保健婦（士）、看護婦（士）その他の本事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- (イ) 委員会は、市町村に対し3に掲げる事業の効果的な実施に向けての助言その他の支援を行うものとする。
- (ウ) 委員会は、本事業の推進を図るため、年4回程度開催するものとする。

エ 事業実施に当たっての留意点

事業の実施に当たっては、地域の医療機関、社会福祉施設等関係団体等との連携を図るものとする。

(6) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

ア 事業内容

この事業は、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて、公

民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、併せて基本計画の広報啓発活動を実施することにより、管内の地域住民に対して広く普及啓発を図ることとする。

イ まちづくりにおける基本的考え方

- (ア) 地域住民が生涯を通じて住みやすい地域社会の形成を図るものであり、特に、高齢者が住み慣れた地域社会から孤立することなく、多世代の交流が図られるものであること。
- (イ) 高齢者が「健康」、「生きがい」及び「安心」を享受するために必要な健康及び福祉に関する機能が、高齢者の日常生活圏の中に総合的に備わっているものであること。
- (ウ) 健康や福祉をはじめとする高齢化に対応した様々な機能が各々有機的に連携を図ることができるよう計画的に整備されているものであること。
- (エ) 高齢者の多様な需要に対応するため、公的な施策の一層の推進と併せ、これとの適切な連携の下に民間事業者の積極的な事業参画が図られるものであること。
- (オ) 計画策定内容を広く地域住民に普及させる観点から、計画地域における住民に対して広報啓発活動を積極的に実施することであること。

ウ 基本計画の策定主体

- ・ 基本計画の策定主体は、市町村とする。

エ 基本計画の策定内容

基本計画の策定は、計画地域内の特定地域における保健福祉関連施設の整備に関するものだけにとどまらず、計画地域全体にわたる保健、福祉サービスについて行うことを基本とし、あわせて高齢化への対応に関連する各般の分野を含めできる限り総合的な視点に立って行うものとし、これを実現するための現実的かつ具体的施策について検討を行うこと。

なお、既に策定済の基本計画との整合性を図りつつ、その実施・具体化に向けての計画（面的施設整備計画）づくりを行う場合は、次の事項によらず当該計画の目

的等に照らし必要な事項について行うものとする。

(ア) 計画の背景及び目的

(イ) 計画の地域及び期間

(ウ) 計画地域の人口の高齢化、地域開発の状況、高齢者の居住実態、地域住民の保健福祉活動の状況等高齢者の保健・福祉の需要に影響を与える事項の現状及び今後の見通し

(エ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の現況

(オ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の今後の整備目標

(カ) 整備目標達成のための計画地域における保健福祉関連施設の整備計画（事業主体、種類、規模、利用範囲・人員、既存関連施設との連携方策）

(キ) 整備目標達成のための計画地域における施設整備以外の保健福祉に係る事業の実施計画

(ク) 整備目標達成のための関連分野に係る事業の推進に関すること

(ケ) (カ)～(ク)における公民の役割分担及び連携の考え方

(コ) 民間事業者による特定民間施設の整備を行う場合にあっては、その具体的な内容

(サ) その他

才 基本計画策定上の留意事項

基本計画の策定に当たっては、当該都道府県と密接な連携を図るとともに、地域における地域団体の代表、保健、医療、福祉、建築の関係者等をその構成員とする委員会の設置や地域住民の意向の把握等により、関係者の意見を広く聴取するとともに、各地域の特性を十分に生かせるよう配慮すること。

カ 広報啓発活動

本事業の目的及びまちづくりにおける基本的考え方に基づいて、本計画策定主体が、地域住民への本計画策定事業の趣旨の普及促進を一層図ることを目的とし、おむね次の事項など計画地域の住民に対して計画策定段階から広報啓発すること。

- (ア) イベント開催等広報啓発に関すること。
- (イ) パンフレット、ビデオ作成等啓発資料作成に関すること。

2 都道府県・指定都市事業

(1) 高齢者自身の取り組み支援事業

ア 事業内容

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、関係団体・機関の参加と協力のもと、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり事業、高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業並びに趣味や同好の仲間づくり（高齢者サークル）を通じての生きがいづくりを支援するための仲間づくり支援事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図ることを目的とする。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる財団法人等に委託することができる。

ウ 実施事業

(ア) 高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織づくり事業

① 実施方法

地域の実情に応じて、各種調査等を通して高齢者の意識を把握するとともに高齢者の意志を尊重しながら社会参加を推進するものとする。

② 対象者

おおむね60歳以上の高齢者を対象とする。

③ 事業内容

- a 都道府県健康福祉祭（高齢者のスポーツ・健康づくり・福祉等の総合イベント）の開催及び全国健康福祉祭の参加選手の選考及び派遣
- b aの他、高齢者が参加するイベントの開催